

令和元年8月28日

第93回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市職員採用システムの導入について

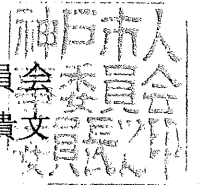
(人事委員会事務局)



神人委任第 435 号
令和元年 8 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市人事委員会
委員長 芝原 貴文



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市職員採用システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：人事委員会事務局任用課

神戸市職員採用システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は、条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当するもの

1. 申込者情報

【全区分共通事項】

兵庫県電子申請システム到達番号
兵庫県電子申請システム問い合わせ番号
申込み年月日
氏名（ふりがな・漢字）
性別
生年月日
年齢
国籍
自宅電話番号
緊急連絡先電話番号・携帯電話番号
現住所郵便番号
現住所
結果送付希望先郵便番号
結果送付希望先住所
試験・選考区分・選択科目
学歴：学校・学部・学科名
学歴：学校所在地の都道府県名・市区町村名
学歴：在学期間開始年月
学歴：在学期間終了年月
学歴の区分（卒業，卒見，中退）
高度専門士・専門士の取得区分（取得済（見込），取得していない）
経歴：勤務先の名称・部課名
経歴：職務内容
経歴：勤務経歴
経歴：勤務先都道府県名・市区町村名
経歴：勤務先期間開始年月
経歴：勤務先期間終了年月
特技，資格又は免許の名称と取得年月日

【社会人採用】

職務経験年数

最も長い職歴

保持している資格の種類（福祉・技術区分のみ）

【障害者採用】

緊急連絡先FAX番号

◎障害の種類（身体・知的・精神）

◎障害者手帳：交付機関名，交付年月日，有効期限（精神障害者のみ），交付番号

◎障害名

◎障害の程度態様

◎考査時に必要な配慮について（手話通訳，口話法，筆話法（筆談），聴覚障害者用説明文，拡大鏡，拡大印刷，点字，文鎮，車いすの使用，パソコン，杖の使用，机の高さ，その他）

◎聴覚障害者の面接方法について（手話，口話，筆話（筆談））

◎執務環境に特に必要な配慮について（自由記入）

【任期付採用】

現在神戸市で職務に従事しているか否か

配属にあたっての考慮事項

【転任選考】

職員番号

所属名称（局部課係名）

職名

職種名

職務内容

採用年度

職歴

2. 試験・選考実施情報

受験区分・選択科目

受験番号

学歴区分

エントリーシート・アピールシートの点数，順位

試験・考査の実施日時，集合時間

筆記試験・考査の点数，標準偏差，順位

論文試験の点数，順位

グループワーク・集団討論の内容，面接官，評価，点数，実施日時・場所，班分け

個別面接の内容，面接官，評価，点数，実施日時・場所，班分け

プレゼンテーション試験の内容，面接官，評価，点数，実施日時・場所，班分け

第一次試験，第二次試験，第三次試験の点数，順位，合否

試験・考査の出欠

試験・考査の足きり基準の一致の有無

併願状況

過去の受験歴及びその成績

【消防区分】

- ◎体力検査結果（握力，長座体前屈，立ち幅跳び，反復横とび，シャトルラン）
- ◎体力検査結果の本市基準との一致の有無
- ◎身体検査結果の本市基準との一致の有無

神戸市職員採用システムの導入について

1. 趣旨

急激に変化する社会情勢のなかで、市政の運営に有為な人材を確保するためには、試験制度の見直しを適宜行っていくことが重要であるが、Access など市販ソフトウェアを用いた現行の事務処理方法では、試験制度の変更に円滑に対応することができない。

このような状況において、着実・効率的に事務処理を行い、制度変更等に柔軟に対応するために神戸市職員採用システムを導入する。

2. システムの概要

- ① 兵庫県電子申請共同運営システムから抽出できる申込者データ（csv 形式）を本システムに取込み、データベースとして管理（登録，修正，参照，削除）する。
- ② 申込者データを使用して受験票・申込整理票・写真票を作成し、兵庫県電子申請共同運営システムを介して受験生に受験票等のデータを送付するためのデータファイル（pdf 及び csv 形式を zip 形式で圧縮）の作成。
- ③ 筆記試験の結果を光学読取機（OMR 機器）と連携し、本システムに取込んだうえで、得点に換算する。
- ④ 試験の各段階での成績を処理し、順位を決定する。
- ⑤ 試験制度の変更に柔軟に対応するため、合格決定に至るまでの配点・面接回数等の各種マスター管理を行う。
- ⑥ 合格者決定に係る決裁資料など必要な帳票を作成する。
- ⑦ 試験申込者や成績などの情報分析をするため、情報を集計し図表を作成する。

※兵庫県電子申請共同運営システムを使用し、職員採用選考申込みを受け付けることについては、H18.2.21 開催の第 26 回個人情報保護審議会、及び H21.6.30 開催の第 41 回同審議会（「身体障害者区分」を追加）においてそれぞれ諮問し、答申を頂いています。

3. 必要性及び効果

効率的に利用することが出来るシステムを構築することで、制度変更等に柔軟に対応しながら、着実に事務処理を行うことが出来る。

また、構築したシステムを中心に業務内容や手順の見直しを進め、業務の標準化を図ることで、事務処理ミスリスクを減らすことが出来る。

4. 実施計画

令和元年 9 月～	データ流し込み，運用テスト
令和 2 年 3 月～	本稼動開始

5. 処理件数(年間)

人事委員会事務局任用課実施分

約 4,000 人

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 本システムの稼動にあたっては、全庁ファイルサーバを利用する。全庁ファイルサーバは、PC統合管理システムの認証機能と連携し、事務処理用PCからの接続に対して、端末・利用者を特定のうえ、属性に基づきアクセス制御を行うことが出来るため、関係職員のみがシステムフォルダにアクセス出来る。
- ② 本システムは、情報系ネットワーク（イントラネット）にのみ接続し、外部のインターネット環境には接続しない。
- ③ 全庁ファイルサーバは日次でバックアップを行っているため、本システムの情報もそれに準じてバックアップされる。
- ④ 全庁ファイルサーバの構成機器は、厳重に入退室管理を行う外部データセンター内に設置されている。

(2) 運用上の保護

- ① 個人情報の適正な取扱いを確保するため、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。
- ② 所属で発行するパスワードは定期的に変更する。
- ③ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、記録内容を復元できない状態にして廃棄する。

システム概要図

今回の
諮問範囲:

